③　小規模事業者が持続的に事業を発展させていくためには、需要を見据えた事業計画に基づく経営を定着させていくことが必要であることから、小規模事業者の強み、弱みなどの経営の状況を分析し、需要の動向、地域の経済動向に関する情報の分析を踏まえ、新陳代謝の促進も視野に入れつつ需要を見据えた事業計画の策定に対して指導及び助言をすることが必要である。

④　小規模事業者の支援と地域経済の活性化は表裏一体、車の両輪と捉え、個々の小規模事業者の活動に対する支援のほか、地域の魅力の特性を十分に踏まえた観光振興等を含む地域のブランド化、にぎわいの創出を促進することで、地域を活性化し、小規模事業者が事業を持続的に発展させるための良好な環境を整備することも必要である。

1.　経営改善普及事業の内容

経営改善普及事業は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

(1)　金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、創業、経営の発達、経営革新、事業の円滑な承継又は事業の継続が見込まれない場合の円滑な廃止その他各種制度（国の各府省庁及び地方自治体のものを含む。以下同じ。）も活用しつつ行う経営に関するきめ細かな指導、あっせん等

(2)　小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化又は商工業の振興に関する事業の実施、協力又は指導

(3)　経営、技術、各種制度等に関する情報又は資料の収集及び提供

2.　経営改善普及事業の実施に当たって留意すべき点

商工会又は商工会議所は以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

(1)　小規模事業者をめぐる新たな経営環境に対応するため、個別相談・指導、地域振興のための事業の実施、後継者育成等人材能力開発の推進等を図るとともに、指導ニーズの高度化、多様化等に対応するため、専門指導体制の整備、専門的ノウハウ等を有する支援機関等の幅広い知見の活用に向けたきめ細かな支援等を通じ、経営改善普及事業の効果を高めるよう配慮するものとする。

(2)　経営改善普及事業は、原則として商工会又は商工会議所の当該地区内の小規模事業者を対象とする。

(3)　小企業者は、企業としての組織体制が整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、きめ細かな支援を行うよう、特に配慮するものとする。

(4)　経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するためには、商工会又は商工会議所におけるその実施体制を整備するとともに、経営指導員等が経営改善普及事業等に専念することができるよう、他の役職員による支援、一般職員の設置、広域指導センターの活用、情報ネットワークの活用等事業環境の整備を図るものとする。

(5)　個別の相談・指導の実施に際して知り得た小規模事業者の営業上の秘密については、道義上の責任であり、また、事後の経営改善普及事業の円滑な実施の大前提でもあることから、その保持を厳守するものとする。

3.　経営発達支援事業の内容

経営発達支援事業は、小規模事業者の事業の持続的発展に資するものとして、経営改善普及事業の中でも特に重点的に実施する事業であり、主として以下の各項目に掲げる、商工会又は商工会議所が実施する事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものとする。

(1)　小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員等の経営資源の内容、財務の内容その他の経営状況の分析

(2)　経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定するための指導・助言、当該事業計画に従って行われる事業の実施に関し、必要な伴走型の指導・助言

(3)　小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向、各種調査を活用した地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供

(4)　マスメディア、各種広報誌等による広報、商談会、展示会、即売会等の開催又は参加、ホームページ、ソーシャルメディア等のＩＴの活用等、需要の開拓に寄与する事業

4.　経営発達支援事業の期間

経営発達支援事業の期間は、三年から五年の間とする。

5.　経営発達支援事業の実施に当たって留意すべき点

商工会又は商工会議所は以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

(1)　経営発達支援事業の目標は、商工会又は商工会議所の地域の総合的経済団体及び小規模事業者支援機関としての役割を踏まえ、地区内における小規模事業者の中長期的な振興の在り方を含めるものとする。

(2)　経営発達支援事業の実施に当たり、事業の評価及び見直しをするための仕組みを設けるものとする。その際、定量的な指標及び目標についても、必要に応じて設けるものとする。

(3)　地区内の小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の動向及び地域の経済動向に関する情報のうち、基礎的な情報については定期的に収集するものとする。

(4)　経営発達支援事業を円滑に実施するため、他の商工会等、支援機関及び専門家等と連携し、各地域の小規模事業者や需要の動向、支援ノウハウ等に関して情報交換に努めるものとする。

(5)　経営発達支援事業を円滑に実施するため、経営指導員等の資質向上及び有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図るものとする。

(6)　小規模事業者の支援に当たっては、十分なヒアリングを通じ、小規模事業者と一体的に伴走型で支援するものとする。

(7)　小規模事業者の振興と地域経済の活性化の方向性を、地域全体として一体的に推進するため、地方公共団体、地域の金融機関、他の支援機関、大学等の教育機関、農業団体、ＮＰＯ、大企業・中規模企業等と連携するものとする。

(8)　都道府県や市区町村の小規模事業者の振興に関する方向性を踏まえ、協力を得ながら実施するものとする。

(9)　小企業者は、企業としての組織体制が整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮するものとする。

(10)　(1)から(9)までの留意点その他の取組を通じ、小規模事業者の課題を効果的・迅速に解決し、地区内の小規模事業者の振興を図るものとする。

6.　商工会又は商工会議所以外の者と連携する場合の留意点

商工会又は商工会議所と連携者それぞれの役割を明確にし、小規模事業者の支援に当たっては、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。

第三　事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項

集客力の向上を目的とした事業、工場適地の確保、経営ノウハウ等の情報交換の場の設定、会議室、試験研究施設等の設置等を中小企業が実施する場合には共同運営、共同利用を行うことが効果的である。とりわけ小規模事業者においては、人的・資金的な資源の不足から、相互に連携し事業の共同化を実施することが有益である。

このため、商工会等が自助努力や組合形態による対応が困難な小規模事業者に代わって事業の共同化等に寄与する施設の設置を行う事業（以下「基盤施設事業」という。）を実施することとする。

1.　基盤施設事業の内容

基盤施設事業は、以下に掲げるものとする。

(1)　共同工場、共同店舗等小規模事業者の事業活動の場となる施設であってそれぞれの事業者が利用する個別のスペースと共同で利用するスペースを併せた施設

(2)　展示施設、人材開発施設等小規模事業者の事業活動を円滑化する施設であって単独設置が困難な共同利用施設

(3)　駐車場、多目的ホール等個別事業者の集客力の向上を助け、間接的に小規模事業者の売上高の上昇等の改善効果を派生せしめる施設